

平成29年分源泉徴収票レイアウト（おもて面）

平成29年分の確定申告について

【年金所得者にかかる確定申告不要制度について】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません（確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です）。

（注）確定申告が不要な場合でも住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市（区）役所または町村役場におたずねください。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます

- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成できます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信することができます（印刷して郵送等により提出することもできます）。
- 詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

国税庁

検索

年金のお問い合わせ、年金相談のご予約は、『ねんきんダイヤル』へ！

ナビダイヤル
ルロ

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

（東京）03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の基礎年金番号も必要となります。
- 日本年金機構では、年金相談の予約を実施しています。年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ、予約相談をご利用ください。

日本年金機構ホームページは <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

XXXX XXXX XXX△

郵便はがき



親展

大切な
お知らせ

確定申告書または住民税申告書を提出する都度、マイナンバーの記載及びマイナンバーカードなどの本人確認書類の提示またはその写しの添付が必要です。

差出人

シンボル
マーク

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
（水に濡れている場合は、よく乾かしてからのはがしてください）

平成29年分源泉徴収票レイアウト（うら面）

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票													
支払を受ける者	住所又は居所												
	(フリガナ)												
	氏名												
区分		支払金額					源泉徴収税額						
所得税法第203条の3第1号適用分		円					円						
所得税法第203条の3第2号適用分		円					円						
所得税法第203条の3第3号適用分		円					円						
所得税法第203条の3第4号適用分		円					円						
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
				一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
						人	人	人	人	人	人	人	円
控除対象配偶者	(フリガナ) 氏名						区分	(摘要)					
控除対象扶養親族	(フリガナ) 氏名						区分						
	(フリガナ) 氏名						区分						
16歳未満の扶養親族	(フリガナ) 氏名						区分						
	(フリガナ) 氏名						区分						
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長													
印													

源泉徴収票の見方

- 「支払金額」欄は、上記の年分としてお支払いした金額で、源泉徴収税額（所得税および復興特別所得税）と社会保険料を差し引く前のものです。
「支払金額」欄の金額と実際に受け取った金額は一致しない場合があります。
- 「源泉徴収税額」欄は、年金から源泉徴収された所得税および復興特別所得税の総額であり、個人住民税は含んでいません。
- 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

所得税法第203条の3第1号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第3号適用分	退職年金（退職等年金給付）、経過的職域加算額（退職共済年金）を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
所得税法第203条の3第4号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方（提出の必要のない方を含む。上記第1号、第2号、第3号に該当しない方）

- 「障害者の数」の「特別」欄のカッコ内には、同居特別障害者の方の人数を表示しています。
- 「社会保険料の額」欄の金額は、上記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料（税）額および後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

【個人住民税について】

公的年金等から特別徴収された個人住民税は、所得税および復興特別所得税の控除対象とされていないため、記載していません。

個人住民税額については、お住まいの市（区）役所または町村役場にお問い合わせください。

【復興特別所得税について】

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。

（支払金額から社会保険料および各種控除を引いた額に対して5.105%を乗じて計算した額が、所得税および復興特別所得税として源泉徴収されます。ただし、扶養親族等申告書の提出がない場合は、10.21%となります）

この源泉徴収票は、確定申告をする際に必要です。大切に保管してください。